

『中国障害者事業「第12次五ヵ年計画」発展綱要』全文

2011-06-09

＜ご利用にあたって＞

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和國事務所

『中国共産党中央委員会 国務院による障害者事業の発展の促進に関する意見』（中発〔2008〕7号）の内容を全面的に徹底して実行し、障害者の社会保障体系及びサービス体系の構築を加速・推進し、障害者を取り巻く状況を更に改善し、障害者の社会生活への平等な参加、改革発展の成果の共有を促進するために、『中華人民共和國国民経済及び社会発展に関する第12次五ヵ年計画綱要』に基づき、『中国障害者事業「第12次五ヵ年計画」発展綱要』（以下、綱要）を制定する。

一、障害者事業が直面する状況

「第11次五ヵ年計画」期間に、我が国の障害者事業は新たな歴史的一步を踏み出した。中国共産党中央委員会、国務院は『障害者事業の発展の促進に関する意見』を公布し、障害者事業の発展につき重大な措置を講じ、障害者の社会保障体系及びサービス体系の構築を加速し、障害者を全国民と共に更に高いレベルの豊かな社会に向かって邁進させる様努力するという目標を掲げ、未来における障害者事業の発展の方向性を示した。国家は『中華人民共和國障害者保障法』を改訂し、国連『障害者権利条約』を批准し、『障害者就業条例』及び障害者の社会保障、特殊教育、医療リハビリテーション等に関する一連の政策法規を制定・施行し、障害者事業の発展、障害者の權益の保障のために法的制度の基盤を構築した。第2回全国障害者サンプリング調査を実施し、障害者事業の計画及び発展のために科学的根拠を提供した。2008年北京パラリンピック、上海スペシャルオリンピックス、広州アジアパラリンピックの開催に成功し、上海万博では生命陽光館を設立し、また全国障害者職業技能競技大会、全国障害学生技能競技大会及び障害者特殊芸術公演を開催し、我が国の障害者事業の発展に関する成果を宣伝し、全国の障害者自立模範（自ら努力して向上させる模範的な障害者）及び障害者支援の模範人物を表彰し、人道主義思想を広く発揚した事により、社会の障害者支援の機運が日々高まり、障害者の社会参加に関する環境は更に改善された。

各級の党委員会、政府の重視及び社会各界からの支援を受け、『中国障害者事業「第11次五ヵ年計画」発展綱要（2006年－2010年）』の各任務に関する指標は全て達成され、障害者を取り巻く状況は明らかに改善し、政府及び社会は障害者サービスに関する能力の更なる向上のために、重点リハビリテーション事業を実施し、1,037万9,000人の障害者が程度は異なるが健康を回復した。障害者特殊教育学校の数は1,704校に達し、障害学生の総在籍数は42万6,000人で、障害のある児童や少年の義務教育の入学率は明らかに向上した。また障害者職業訓練機関の数は4,704ヵ所に達し、延べ376万5,000人の障害者が職業教育や訓練を受けた。障害者就業サービス機関の数は3,019ヵ所に達し、都市部において新たに就業した障害者は延べ179万7,000人だった。延べ618万4,000人の農村の障害者の貧困問題の解決を支援した。都市部及び農村の障害者は様々な形式による社会からの支援を受け、その数はそれぞれ延べ1,623万7,000人及び延べ4,237万6,000人だった。障害者法律サービス機関の数は3,231ヵ所に達し、延べ57万9,000人の障害者に法律サービスや法的支援を実施した。100ヵ所の全国バリアフリー建設モデル都市を指定し、都市のバリアフリー環境は明らかに改善した。現場の障害者団体の組織の強化、障害者総合サービス施設ネットワークの初歩的な構築により、障害者サービスの条件は改善した。多くの障害者が積極的に改革開放及び社会主義の現代化の構築という偉業に自ら参画し、絶えず自らの向上のために努力し、粘り強く奮闘し、経済や社会の発展の中で重要な役割を果たしている。

しかし、我が国の障害者事業の基盤はまだ比較的脆弱で、依然として経済や社会の発展から立ち遅れている。障害者の社会保障及びサービスに関する政策措置はまだ不十分であり、制度による安定した保障にはまだ更なる努力が必要である。障害者の生活状況と全体的に社会の平均レベルとの間には比較的大きな格差が存在し、基本生活、医療、リハビリテーション、教育、就業、社会参加等に多くの問題が存在する。農村の障害者の社会保障とサービスの改善が急務であり、障害児に関する教育、緊急性リハビリテーション等につき今尚幾つかの問題に直面している。障害者差別、障害者の権益の侵害が依然として時折発生している。

今後5年間は豊かな社会の全面的な構築のために大切な時期であり、改革開放を更に進め、経済成長方式の転換を加速するための厳しい時期でもあり、また障害者事業の発展を加速するための重要な時期でもある。障害者の社会保障体系及びサービス体系の構築の推進や、障害者を取り巻く状況の改善を加速し、障害者の生活状況と社会の平均レベルとの格差を継続的に縮め、障害者を全国民と共により高いレベルの豊かな社会に向かって邁進させるよう、努力しなければならない。

二、「第12次五ヵ年計画」期間の障害者事業の発展に関する全体目標及び指導原則

「第12次五ヵ年計画」期間には、障害者事業の発展につき中国の特色ある社会主義という偉大な旗印を高く掲げ、鄧小平理論及び「3つの代表」重要思想に基づき、科学的発展観を深く徹底して実践し、全面的に『中国共産党中央委員会 国務院による障害者事業の発展の促進に関する意見』を実行し、「政府の主導、社会の参加、国家の支援、市場の推進、統一的計画且つ各方面への配慮、タイプ別指導、現場に立脚、民衆への配慮」の要求に基づき、障害者の社会保障体系及びサービス体系を整備し、障害者の基本生活、医療、リハビリテーション、教育、就業、文化スポーツ等の基本的需要に対し制度による保障を与え、障害者を取り巻く状況の改善及び全面的な発展を促進し、障害者が社会生活へ平等に参加するためのより良い環境や条件を創造し、豊かな社会及び社会主義と調和のとれた社会の構築に貢献する。

(一) 全体目標

——障害者の生活が総体的に豊かになり、社会参加及び発展に関する状況が明らかに改善される。

——障害者の社会保障体系及びサービス体系の基本的枠組みを構築し、保障レベル及びサービス能力が明らかに向上する。

——障害者事業に関する法律法規や政策体系を整備し、法に基づき障害者の政治、経済、社会、文化及び教育に関する権利を保障する。

——障害者団体及び人材チームづくりを強化し、障害者事業の科学技術の応用レベル及び情報化レベルを向上させる。

——障害の予防を系統的に進め、障害の発生及び悪化を効果的に抑制する。

——人道主義思想を発揚し、障害者が社会生活へ平等に参加し、経済や社会の発展の成果を共有するためにより良い環境を創造する。

(二) 指導原則

1. 障害者本位を堅持する。障害者の生活を確実に改善し、全面的な障害者の成長が障害者事業の発展の根本的な出発点であり終着点である。障害者が自尊心や自信を持ち、自ら努力して向上し、自立する事により、社会的富を創造し、価値ある人生を実現する事を奨励する。

2. 発展の加速をテーマとすることを堅持する。障害者の社会保障体系及びサービス体系の構築を中核とする。障害者事業を国民経済や社会発展の大局の中に組入れ、国情に立

脚し、実際の効果を重視し、投入を増やし、発展を加速し、障害者の生活状況と社会平均レベルとの格差を縮め、障害者事業と経済や社会との足並みを揃えた発展を促進する。

3. 党委員会の指導者、政府が責任を負う障害者業務指導体制を堅持する。障害者業務を政府の重要議事日程及び目標管理の中に組入れる。安定的に成長する障害者事業の経費投入に関する保障メカニズムを構築する。障害者及び障害者団体の役割を十分に発揮させ、障害者連合会が法律法規及び定款に基づく業務を実施し、障害者事業による社会の管理や公共サービスに参加することを支援する。

4. 社会化された業務方式を堅持する。社会各界による障害者の社会保障及びサービスへの参加、支援を奨励・指導し、障害者への理解、尊重、関心、援助という社会的風潮を育てる。

5. 統一的計画且つ各方面への配慮及びタイプ別指導を堅持する。政策、資金、プロジェクトにつき、中西部地域、革命根拠地、民族地域、辺境地域、貧困地域、農村及び現場に重点を置き、各地域及び都市部と農村の障害者の社会保障及びサービスにつきバランスが取れた発展を促進し、現場の障害者サービスに関する能力を強化する。障害者の社会保障体系及びサービス体系の構築につき、省級のモデル区域及び指定モデル都市を設置し、その模範的役割を發揮させる。

6. 目先の問題の解決と制度・体系の整備の両立を堅持する。障害者からの反応が特に強く、事態が切迫した現実的な問題を優先的に解決する。制度の構築を強化し、運用メカニズムを整備し、サービス能力を向上し、法に基づき障害者事業を發展させる。

コラム 1：主要業務目標

1. 社会保障

——条件を満たす障害者は全て都市部及び農村の最低生活保障制度の中に組入れ、保障すべき内容はできる限り保障する方針を実現し、低所得障害者の生活救済レベルを向上させる。

——都市部及び農村の障害者を全て基本養老保険及び基本医療保健に加入させる。基本医療及びリハビリテーションの保障レベルを段階的に向上させる。

——条件を満たす地方は経済的に困難な障害者の生活扶助及び重度障害者の看護に関する補助金制度の制定を検討する。障害者のための社会福祉範囲を拡大し、社会福祉レベルを適切に向上させる。

——「善行プロジェクト（集善工程）」、「長江ニューマイルストーン計画（中国障害者連合会が中心となり進めている障害者のリハビリ環境向上事業）」等の障害者支援のための慈善事業を実施し、障害者のための慈善事業の発展を加速する。

2. 公共サービス

——リハビリテーションサービスネットワークを整備し、重点リハビリテーション事業の実施を通じて、1300万人の障害者が程度は異なるが健康の回復を実現するよう支援し、コミュニティのリハビリテーションサービスを広く推進し、障害者の「誰もがリハビリテーションサービスを受けられる」という目標をおおむね実現する。

——障害者の教育体系を整備し、障害者の教育に関する保障メカニズムを構築する。適齢期の全ての障害のある児童や少年が義務教育を受けられるようにする。障害児の就学前リハビリテーション教育を積極的に推進する。障害者の職業教育を大いに推進する。障害者の高校教育及び大学教育の推進を加速する。

——職業技能訓練及び就業機会創出への注力度を高め、障害者の就業の安定及び拡大を実現し、都市部で新たに100万人の障害者を就業させる。障害者の就業サービス体系を規範化し、就業の意向を持つ障害者が全て就業サービス及び職業訓練を受けられる事を保障する。

——農村の障害者への貧困解消支援を強化し、1,000万人の農村の経済的に困難な障害者の生活状況の改善、増収、成長能力の向上を支援する。100万人の農村の障害者に実用技術訓練を実施する。農村の経済的に困難な障害者世帯の居住条件を改善する。

——障害者のケアサービス体系を構築し、知的、精神及び重度障害者のケアサービスに延べ200万人を動員する。

——障害者の公共文化及びスポーツによる健康維持サービスを強化し、障害者の生活の中での精神文化を更に豊かにする。

——障害者のための法律支援業務に関する調整メカニズムを構築し、障害者のための法律支援業務室の設立を進め、規定を満たす障害者の法律支援案件に対し支援を実施する。

——都市部及び農村のバリアフリー環境の建設を推進し、条件を満たす地方は経済的に困難な障害者世帯のバリアフリーへの改造の支援を実施する。

——国家障害予防行動計画を制定・施行し、障害予防体系構築モデル事業を実施する。

3. 支援条件

——障害者の社会保障及びサービスに関する法規政策の制定を強化する。バリアフリー建設条例、障害者リハビリテーション条例を制定し、『障害者教育条例』を改訂する。

——障害者団体の設立を強化する。専任者、専門職及びボランティアによる機能集団を組織し、障害者のためのリハビリテーション、教育、就業、合法的権益の保護、ケア、文化スポーツ、社会業務等に関する専門人材の育成を推進する。

——中核となる障害者サービス施設の新築、改築、拡張を実施する。

——安定的に成長する障害者事業の経費投入に関する保障メカニズムを構築する。

——障害者の社会保障及びサービスに関する統計、障害者を取り巻く状況に対するモニタリングを実施する。障害者人口に関する総合データ管理システム及び中国障害者サービスネットワークを構築する。

——障害者事業に関する科学技術及び理論や研究につき重大な成果を創出する。

三、「第12次五ヵ年計画」期間の障害者事業の主な任務及び政策措置

(一) 社会保障

主な任務：

——障害者の基本生活が安定した制度による保障を受ける。

——都市部及び農村の障害者は全て規定に基づき基本養老保険及び基本医療保健に加入させる。

——障害者に関する社会福祉範囲を段階的に拡大し、社会福祉レベルを向上させる。

政策措置：

1. 都市部及び農村の住民を対象とする社会保障体系の中に障害者を全て組入れ、且つ重点的な保障及び特別な支援を実施し、障害者特有の問題や需要に対する生活扶助、看護補助金、社会保険補助金、生活救済等個別の社会保障に関する政策措置を実施し且つそれらの制度を整備する。

2. 条件を満たす障害者は全て都市部及び農村の最低生活保障制度の中に組入れ、保障すべき内容はできる限り保障する方針を実現する。父母或いは兄弟姉妹による扶養を受けている成年の重度障害者が独立して世帯を持つ場合、規定に基づき生活保護対象範囲に組

入れる。低所得障害者の生活救済レベルを向上させる。地方は条件を満たす重度障害者、複数の障害者がいる世帯、高齢者と障害者の両方を抱える世帯等厳しい状況下の障害者世帯や低所得障害者世帯に対し臨時扶助措置を講じる事ができる。都市部及び農村の物乞いをして生活するホームレスの障害者を規定に基づき速やかに救済し、住居の手配を適切に実施する。『都市部及び農村の低所得障害者世帯の住居問題の優先的な解決に関する通知』を徹底して実行し、住居問題を抱える都市部及び農村の低所得障害者世帯を優先的に基本住居保障対象範囲の中に組入れる。条件を満たす都市部及び農村の経済的に困難な障害者を医療扶助対象範囲の中に組入れ、救済レベルを段階的に向上させる。障害者のリハビリテーションに関する救済措置を実施し、経済的に困難な障害者が医療保険や医療上の救済ルートによる解決が不可能なりハビリテーション費用に対し支援を実施する。

3. 雇用機関が法に基づき障害を持つ従業員の社会保険に加入するよう督促し、条件を満たす障害者は規定に基づき失業保険の給付を受けられるようにする。障害者を就業支援及び就業援助政策の対象範囲の中に組入れ、企業が受入れた障害者、非全日制就業及び公益性のある職位に配置された障害者に対し、規定に基づき社会保険補助金を支給する。規定に基づき都市部の経済的に困難な障害者の個人経営者が支払う基本養老保険費に対する補助金政策を実施する。条件を満たす企業に対し、規定に基づき障害を持つ従業員のために行う養老保険及び医療保険の追加手続きに関する支援を実施する。非公有制の事業所に従事する障害者、障害を持つ農民工、土地を収用された農村の障害者、非全日制就業の障害者による各種社会保険への加入に関する優遇措置を制定する。就労（農作業）リハビリテーション機関、障害者福祉工場等の障害者が集中して配置される事業所による社会保険の加入に対し優遇措置を実施する。

都市部の住民に関する養老保険制度の試験的運用の中で、自発的加入の原則に基づき、規定の条件を満たす障害者をその対象範囲の中に組入れる。経済的に困難な障害者が都市部の住民の基本医療保険、新型農村協同医療制度に加入する際の個人の支払部分に対する政府の補助金政策を実施する。重度障害者等の支払が困難な者が新型の農村社会養老保険に加入する際の最低基準保険料の一部或いは全部を代納する政策を実施する。

医療扶助の自己負担金額の下限を段階的に下げる或いは取消し、上限を合理的に設定する。重症精神病患者の常用薬の費用を新型農村協同医療制度、都市部住民基本医療保険基金の支払対象範囲に含める前提で、尚も困難な場合に救済措置を実施する。基本医療保険薬品リスト、診療項目範囲及び医療サービス施設基準を段階的に調整し、障害者の医療リハビリテーションに関する保障レベルを向上させる。労災保険の職業リハビリテーション項目を段階的に規範化し且つ増やす。障害者の特別な需要に対する民間の保険商品の開発を奨励する。

4. 経済的に困難な障害者の生活扶助及び重度障害者看護補助金制度を制定する。条件を満たす地方は複数の障害者がいる世帯、高齢者と障害者の両方を抱える世帯等厳しい状況下の障害者に対し生活扶助制度及び重度障害者看護補助金の試験的運用を実施する。条件を満たす地方は重度障害者への基本型補助器具の装着、障害者世帯のバリアフリーの建設及び改造、デイケア、看護及び在宅サービスに対し政府補助金を支給する。障害者の生活で使用する水道、電気、ガス、暖房に関する費用、病院診察時の初回登録料、診療費、駐車代、視覚障害者、聴覚障害者の携帯ショートメールやブロードバンド費用及び農村の資金や労働力の調達に関する優遇政策を制定し、実行する。行為能力が無い障害者及び制限行為能力者である障害者の財産の信託、生命保険及び財産保険等の保護に関する措置を検討し、制定する。

5. 『傷痍軍人の退役後の配置に関する規定』を実行し、傷痍軍人の引受及び配置業務を実施し、傷痍軍人の保障に関する待遇を段階的に向上させる。傷痍軍人が優先的にリハビリテーション、教育、就業、貧困支援及び文化、スポーツ等の公共サービスを受けられるよう保障する。

(二) リハビリテーション

主な任務：

——リハビリテーションサービスネットワークを整備し、保障メカニズムを構築し、リハビリテーションの専門人材の育成を急ぎ、障害者の「誰もがリハビリテーションサービスを受けられる」という目標をおおむね実現する。

——コミュニティのリハビリテーションサービスを広く推進する。重点リハビリテーション事業の実施を通じて、1300万人の障害者が程度は異なるが健康の回復を実現する様支援する。

——補助器具の装着に関する体系を構築する。500万個の各種補助器具を支給し、需要のある障害者に全て基本型の補助器具を装着する。

政策措施：

1. リハビリテーション専門機関が中心となり、コミュニティを基盤とし、家庭を単位として、医療機関、都市部のコミュニティ衛生サービスセンター、村衛生室、特殊教育学校、障害者が集中的に就業する事業所、障害者福祉機関等の役割を発揮させ、社会化された障害者リハビリテーションサービスネットワークを構築し、医療リハビリテーション、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーションを全面的に実施し、機能回復及び技能訓練、補助器具の装着、心理カウンセリング、リハビリテーションの斡旋、障害予防、知識普及及び情報提供等のリハビリテーションサービスを実施す

る。中西部地域、農牧地域及び経済的に困難な障害者のリハビリテーションサービスの実施に関する問題を重点的に解決する。

2. 省、市、県の3級におけるリハビリテーション専門機関の設立の規範化を強化する。リハビリテーション機関及び精神病患者のためのリハビリテーション機関の設立基準及びサービス規定を制定する。中心となるリハビリテーション専門機関、総合病院のリハビリテーション医学科及びリハビリテーション病院を設立する。条件を満たす省、市級のリハビリテーション機関がその地域のリハビリテーション技術資源センターとなるよう支援する。コミュニティのリハビリテーション所が現場のリハビリテーション業務のモデル事業所となるよう支援する。総合病院、精神科専門病院のリハビリテーション医学科の設置を強化する。リハビリテーション医学に関するサービス行ためを規範化する。リハビリテーションに関する医療及び訓練、スタッフの訓練、技術指導、リハビリテーション技術の研究等業務を実施する。社会福祉機関のリハビリテーション施設の設立を強化する。

3. 都市部のコミュニティの衛生サービスセンター、農村部の衛生院はリハビリテーションサービスの需要に基づきリハビリテーション室を設置し、適切にリハビリテーション機材や人材を配置する。モデルとなるコミュニティのリハビリテーション所を設立する。各級の各医療、リハビリテーション、教育機関は、コミュニティの資源を十分に活用し、コミュニティのリハビリテーションサービス能力の構築を強化し、コミュニティのリハビリテーションサービスの質に関する基準を制定し、コミュニティのリハビリテーションサービスを規範化し、リハビリテーションのコミュニティへの浸透、サービスの各家庭への浸透を実現し、障害者に基本的なリハビリテーションサービスを提供する。

4. 0～6歳の障害児のために無償で緊急性リハビリテーションを実施する。障害児のための緊急性リハビリテーション救済制度を制定し、条件を満たす地域は段階的にリハビリテーション救済対象範囲を拡大する。白内障患者のための視力回復治療、視覚障害者のためのオリエンテーション・アンド・モビリティ・トレーニング、低視力障害者のためのリハビリテーション、聴覚障害児のための聴力及び言語能力のリハビリテーション、四肢障害者のための矯正手術及びリハビリテーション訓練、ハンセン病による障害のための矯正手術及び防護用品の配置、知的障害者のためのリハビリテーション訓練及びサービス、精神病の予防や治療及びリハビリテーション等の国家重点リハビリテーション事業を実施する。

5. 国家による補助器具産業の発展支援政策を制定する。補助器具等の障害者専用品の輸入に関する税制上の優遇政策の整備を検討する。補助器具の装着体系を構築する。補助器具に関する基準を整備する。『障害者補助器具関連機関の設立に関する規範』を施行する。国家及び地域の障害者補助器具資源センターの役割を発揮させる。各級の障害者補助器具サービスセンター（所）の設立を強化する。補助器具の評価や装着等に関する合理的

な方法を普及させる。補助器具サービスのコミュニティや家庭への浸透を推進する。国家リハビリテーション器具品質監督検査センターの設立を強化する。補助器具の品質に対する監督検査業務を強化する。障害者にとって緊急度の高い補助器具の研究開発、生産を支援する。500万個の補助器具を支給し、適用性及び使用率を向上させる。中国障害者補助器具サービスネットワークを整備する。中国国際リハビリテーション博覧会の開催を成功させる。

6. リハビリテーション医学発展計画を制定する。リハビリテーション医学科の設置を強化する。リハビリテーション医学の発展レベルを向上させる。リハビリテーションサービスの質を継続的に向上させる。国家リハビリテーション人材教育基地を設立する。リハビリテーション人材を育成する「百千万」事業¹を実施し、リハビリテーション専門の人材の全体数を増やし、その内訳が合理的になるようにして、レベルを向上させる。リハビリテーション専門の技術者及び技能者の職業資格評価体系及び昇級体系の構築・整備を段階的に進める。聴力及び言語能力に関するリハビリテーション、脳性麻痺、知的障害、自閉症の児童のためのリハビリテーション、精神病の予防や治療及びリハビリテーション等の技術基準の制定・整備を実施する。

(三) 教育

主な任務：

——障害者の教育体系を整備し、保障メカニズムを構築し、障害者が受ける教育レベルを向上させる。

——適齢期の障害のある児童や少年が全て義務教育を受けられるようにする。障害のある児童や少年のための義務教育の質を向上させる。

——障害児の就学前リハビリテーション教育を推進する。障害者の職業教育を大いに推進する。障害者の高校教育及び大学教育の推進を加速する。

——青年及び壮年層の障害者の非識字者を減少させる。

政策措施：

1. 『障害者教育条例』、『国家中長期教育改革及び発展計画綱要（2010—2020年）』及び『国務院弁公庁から教育部等の部門に配布する、特殊教育事業の発展を更に加速させる意見に関する通知』（国弁発〔2009〕41号）を徹底して実行し、就学前教育から大学教育における障害者の教育体系の構築・整備を実施し、特殊教育に関する保障メカニズム

¹ 注：数百人単位の世界トップレベルの人材、数千人単位の国内最高レベルの人材、数万人単位の若い優秀な人材を育成する内容

を構築し、特殊教育を国家教育監督指導制度及び政府教育評価体系の中に組入れ、障害者が教育を受ける権利を保障する。

2. 障害者の義務教育を基本公共サービス体系の中に組入れる。特殊教育学校を中心とし、統合教育と特殊教育を主体とする障害のある児童や少年のための義務教育体系を継続的に整備し、適齢期の障害のある児童や少年の義務教育の普及及びそのレベルの向上を加速する。コミュニティの教育、訪問教育、越境入学生の募集、専門学校の設立等の形式により適齢期の重度四肢障害、重度知的障害、自閉症、脳性麻痺及び多重障害のある児童や少年に義務教育を実施する。農牧地域の適齢期の障害のある児童や少年を集め義務教育を実施し、地域内の障害のある児童や少年の義務教育のバランスの取れた発展を推進する。障害のある児童や少年の統合教育に対する支援保障体系の構築・整備を実施し、条件を満たす教育機関は特殊教育資源センターを設立し、特殊教育学校及び普通学校に対し影響力を持たせ、且つ先導的役割を果たし、統合教育の質を向上させる。児童福祉機関による特殊教育クラスの設置を支援する。

3. 複数の部門が連動する、0～6歳の障害児に関するスクリーニング、報告、トランジション、早期リハビリテーション教育、保護者への訓練及び教育指導者の育成に関する業務メカニズムを構築し、幼稚園、特殊教育学校、障害児のためのリハビリテーション及び福祉機関等による障害児への就学前リハビリテーション教育に対する奨励及び支援を実施する。「陽光学業支援計画」を実施し、障害児が普遍的に受けられる就学前リハビリテーション教育に対する資金援助を実施する。障害児の就学前リハビリテーション教育の普及を段階的に進める。0～3歳の障害児のリハビリテーション教育を重視する。0～6歳の障害児の保護者及び保育者への科学的なリハビリテーション教育指導を支援する。民間による障害児の就学前リハビリテーション教育機関の設立に対する奨励、支援及び規範化を実施する。

4. 普通高校、中等職業学校は障害学生を受入れる環境を整備する。特殊教育学校による高等部（クラス）の設置に対する奨励及び支援を実施し、特殊教育高校、障害者中等職業学校の設立を支援し、就学条件を改善する。中等職業学校の障害学生の募集規模を拡大し、専科の設置を進め、学生の育成モデルの改革を実施し、技能を持つ障害者の育成を推進する。農村の障害者及び障害者世帯の学生のための職業教育を支援する。障害者教育機関、職業訓練機関、ケア実施機関、障害者貧困支援基地等は青年及び壮年層の障害者の非識字者を一掃する任務及び職責を担い、青年及び壮年層の障害者の非識字者を一掃する業務に関するメカニズム及びモデルを研究する。

5. 普通大学は障害学生の実入規模を拡大する環境を整備し、障害学生の学習、生活に便宜を与える。少数民族の風俗習慣を尊重し、少数民族の障害学生のために良好な学習及び生活環境を整備する。南京特殊教育職業技術学院、長春大学特殊教育学院、北京連合

大学特殊教育学院、天津理工大学聴覚障害者工学院、濱州医学院特殊教育学院等の高等特殊教育学院（専科）の設立を継続的に実施し、学生の募集規模を適切な範囲で拡大する。専科の設置を進める。就学に関するメカニズムを整備し、就学に関するレベルと質を向上させる。独学による学位取得試験、遠隔教育等の方式を通じてより多くの障害者が大学教育を受けられるよう支援する。視覚障害、聴覚障害、重度四肢障害等の特殊な受験生の募集、試験方法を整備する。聴覚障害者が各種外国語試験に参加する際聴力試験を免除する。

6. 特殊教育の教育指導者に対する訓練を強化し、特殊教育の教育指導者の能力を向上させる。高等師範学校に全て特殊教育カリキュラムを設置し、高等師範学校及び総合大学の特殊教育専科の設置に対する奨励・支援を実施し、特殊教育の教育指導者の育成を推進する。国家規定に基づき特殊教育補助金を実施し、且つその金額を段階的に引上げる。優秀な教育指導者を表彰する際の特殊教育の教育指導者の割合を上げる。中西部地域の特殊教育学校の建設を推進する。国家は特殊教育学校に関する基本的な就学基準を制定し、地方政府は学生1人当りの平均公的費用基準及び教職員の編成基準を制定する。特殊教育学校の就学条件を改善する。カリキュラムに関する改革を更に推進する。教材使用計画を整備する。教育指導に関する研究を強化する。特殊教育の指導に関する質とレベルを継続的に向上させる。障害学生の思想道徳、科学や文化、心身の健康の基盤及び社会適応能力を全面的に向上させる。

7. 障害学生に対する無償の義務教育を全面的に実施する。義務教育段階の障害学生に対し実施する「2つの免除及び1つの補助（義務教育段階の経済的に困難な学生に対する雑費及び教科書費用の免除、寄宿学生の生活費の補助を行う支援措置）」を基礎として、障害学生の特別な需要に対する支援レベルを更に向上させる。障害学生の高校での無償教育を段階的に実施する。普通大学の全日制本科・専科の学生の中で家庭の経済状況が困難な障害学生及び障害者を持つ世帯の学生は優先的に国家からの奨学金が受けられるようにする。民間の力を結集して、様々な形式による障害者の就学支援活動を広く実施する。

8. 手話、点字の研究及び普及業務を国家言語文字業務計画の中に組入れ、手話、点字の研究機関を設立し、国家による統一的な手話、点字の規範化・普及を実施し、手話、点字の情報化レベルを向上させる。手話通訳士の訓練、認証、派遣サービス制度を制定する。

（四）就業

主な任務：

——障害者の就業の促進及び保護に関する政策措置を整備し、障害者の就業の安定と拡大を実現し、障害者の就業の質を向上させ、障害者による創業を奨励し、都市部で新たに100万人の障害者を就業させる。

——障害者就業サービス体系を規範化し、就業の意向を持つ様々な障害者が全て就業サービス及び職業技能訓練を受ける事ができるようにする。

政策措施：

1. 『中華人民共和国就業促進法』及び『障害者就業条例』を全面的に徹底して実行する。障害者が集中的に就業する事業所に対する税制上の優遇及び個人経営の障害者に対する徴収料金の減免、税制上の支援に関する政策を実施する。障害者就業保障金の徴収及び使用に関する管理政策を整備する。障害者が集中的に就業する事業所が専門に生産・取扱いを行い、政府が優先的に調達する商品及びサービスリストを作成する。障害者の就業を各級政府による就業との連動業務及び就業監督指導業務の中に組入れる。

2. 百万障害者就業プロジェクトを実施する。一定の割合で障害者を就業させる政策を確実に実施する。党及び政府機関、市民団体、事業所及び国有企業は率先して障害者に就業機会を与える。各雇用機関が一定の割合に基づきより多くの障害者を雇用するよう推進する。障害者のための一定の割合に基づく職位配置制度を段階的に制定する。政府が設置した障害者の就業に適した公益性の高い職位は、優先的に障害者を採用する。障害者の就業促進のための税制上の優遇政策を実施・整備する。雇用機関による障害者の雇用を奨励する。資金援助、少額融資に対する優遇金利、経営場所の支援、社会保険補助金、税制上の優遇等の措置を通じて、障害者自身の創業及び非全日制就業を支援する。コミュニティの市民サービス、コミュニティの公益性の高い職位、在宅サービス、電子商取引等様々な形式で障害者のコミュニティでの就業及び在宅就業を促進する。障害者の大学卒業生のための就業支援政策を実施する。地方からの出稼ぎ障害者、女性障害者及び少数民族の障害者に対する職業訓練及び就業サービスを強化する。

3. 障害者の職業教育訓練及び職業能力の向上を強化する。就業を目的として、各級の各特殊教育学校、職業学校及びその他教育訓練機関による障害者に対する様々なレベルの職業教育訓練の実施を奨励する。指定内容に基づく訓練、特定の内容に関する訓練及び特定の職位に関する訓練を強化する。実際の操作技能訓練及び職業資質の育成を強化する。訓練後の就業率の向上に注力する。障害者職業訓練補助金と訓練の質、初回就業率を関連付けるメカニズムを構築する。障害者の職業能力の開発を強化し、職業技能を持つ障害者に関する奨励メカニズムを構築する。全国障害者職業技能競技大会を開催し、国際アビリンピックに参加する。

4. 『視覚障害者医療マッサージ管理弁法』を全面的に実行する。国家視覚障害者医療マッサージ師資格試験を実施する。視覚障害者医療マッサージ師就業資格及び専門技術職に関する審議業務を実施する。北京マッサージ病院を拡張する。視覚障害者の医療マッサージ師を育成する。医療機関による視覚障害者の医療マッサージ師の雇用を奨励する。就

業資格を持つ視覚障害者による医療マッサージ店の開業を支援する。視覚障害者保健マッサージ管理弁法を制定し、視覚障害者による保健マッサージ業界の管理を規範化する。視覚障害者の保健マッサージ師への訓練を実施し就業を支援する。聴力及び言語障害者への訓練を実施し就業を支援する。職業リハビリテーションに関する労働を大いに推進し、知的障害者及び精神障害者による補助的な就業を促進する。

5. 各地の公共就業サービス機関及び現場の労働や就業の社会保障に関する公共サービスプラットフォームは、無償で障害者に職業紹介、職業指導等の就業サービスを提供する。就業が困難な障害者を就業援助対象範囲の中に組入れ、速やかな就業機会創出に関する支援、公益性の高い職位への配置、社会保険補助金等政策の実施を通じて、就業支援を強化する。公共就業人材サービスの個別の活動を結合し、障害者に専門サービスを提供する。効果的な措置を講じ、民間の人材サービス機関が社会的責任を履行し障害者に質の優れた、高い効率の、行き届いた就業サービスを提供するよう積極的に指導する。労働保障に対する監察を強化し、各雇用機関が障害者の就業を促進するための国家の法律法規を真剣に遵守するよう指導し、障害者の就業に関する差別及び障害者の違法雇用を禁止し、障害者の公平な就業の権利を保護する。

6. 障害者の就業サービス能力向上事業を実施する。国家障害者就業サービス指導センターの建設を強化する。障害者の職業技能の鑑定に関する補助的な基準を制定し、障害者職業技能鑑定方法を整備する。障害者就業サービス機関の設立の規範化を急ぎ、県級以上の障害者就業サービス機関は独立して就業サービスを実施する条件を満たしており、障害者への職業指導、職業情報分析、職業能力評価及び労働保障のサポートを結合した専門の就業保障サービス体制を構築し、雇用機関への適切な障害者の就業情報の公布及び障害者の推薦等の支援サービスを実施し、また無償で障害者に職業指導、職業適性評価、就業及び失業登記、職業紹介等のサービスを提供する。現場の障害者専門担当委員が、障害者就業サービス及び社会保険サポートスタッフに対する訓練を実施する。障害者就業サービス情報ネットワークの構築を強化し、それを公共就業人材サービス情報ネットワークシステムの中に組入れる。

7. 農村の貧困支援の推進及び都市部及び農村の就業政策の統一的計画により、農村の障害者による養殖業、在宅サービス業及びその他所得増加のための活動を支援し、農村の障害者の就労移行を秩序正しく進める。

(五) 貧困支援

主な任務：

——農村の障害者の貧困支援を強化し、農村の経済的に困難な障害者 1,000 万人の生活状況の改善、増収、成長能力の向上を支援する。

——100万人の農村の障害者に実用技術訓練を実施する。

——「陽光住宅プロジェクト（住居の無い貧困層のために住居提供を行う事業）」の実施を継続し、農村の経済的に困難な障害者世帯の居住条件を改善する。

政策措施：

1. 『中国農村貧困支援開発綱要（2011－2020年）』を徹底して実行し、経済的に困難な障害者を重点支援対象として政府貧困支援開発計画の中に組み入れ、統一的に計画・手配し、歩調を揃えて実施し、貧困支援を優先的に実施する。『農村障害者貧困支援開発計画（2011－2020年）』を制定し且つ実施する。経済的に困難な障害者人口の識別メカニズムを整備し、世帯の年間1人当たり平均純収入が当地の最低生活保障基準を下回る農村の経済的に困難な障害者を農村の生活保護対象に、また労働能力を持つ農村の経済的に困難な障害者を貧困支援対象に組み入れる。労働能力を持つ経済的に困難な障害者が優先的に国家の貧困支援及び農民富裕政策の恩恵を享受できるよう支援し、農村の生活保護制度と貧困支援政策を効果的に関連付ける。中央と地方の多くのルートを通じて資金調達し、農村の経済的に困難な障害者への支援を強化する。

2. 障害者のリハビリテーション及び貧困支援を継続的に実施する。中央のリハビリテーション及び貧困支援のための融資金利政策に関する資金を増加する。リハビリテーション及び貧困支援のための融資の管理に関する体制改革の強化、担保体系の整備、融資実行手順の簡素化により、融資による経済的に困難な障害者世帯への支援達成率及び貧困支援の効果を向上させる。経済的に困難な障害者を支援する富裕層や貧困支援基地への融資を強化する。貧困支援の産業化を進める。「陽光障害者支援貧困解消基地建設プロジェクト」を実施し、農村の経済的に困難な障害者支援基地の建設を支援し、経済的に困難な障害者の農家の生産力向上、増収を支援する。

3. 農村の経済的に困難な障害者への訓練を強化する。100万人の農村の経済的に困難な障害者に実用技術訓練を実施し、様々なタイプの障害者に適した訓練項目を合理的に設定し、訓練を受けた障害者は少なくとも1－2種類の収入増加のための実用的な技術を習得できるようにする。政府が実施或いは支援している「三農（農村、農業及び農民）」に関する訓練機関及び事業で、無償で障害者の訓練を実施する。

4. 移民に対する貧困支援及び農村の老朽家屋改造事業の中で、農牧地域の経済的に困難な障害者世帯の住居の建設や改造を優先的に手配する。国家の宝くじ公益金を継続的に使用し「陽光住宅プロジェクト」——中西部地域の農村の経済的に困難な障害者世帯の老朽家屋改造事業を支援する。

5. 現場の障害者支援貧困解消サービス機関の設立を強化する。農村の金融機関、購買販売協同組合、農民専門共同組合、貧困農村の互助組合、各種業界の協会及び団体等の農村における社会化されたサービス体系により、障害者に様々な形式の生産や生活に関するサービスを提供する。

6. 「援助、保障、指導、支援」活動を広く実施し、都市部の現場組織、指導者、群衆、ボランティアを動員し、団結して農村の経済的に困難な障害者を支援する。

(六) ケアサービス

主な任務：

——初歩的な障害者ケアサービス体系を構築する。

——「陽光家園計画（障害者のための養護事業）」の実施を継続し、障害者ケアサービスのために延べ 200 万人を動員する。

政策措置：

1. 知的、精神、重度障害者を重点対象として、ケアサービスの需要に関する調査を実施し、詳細を明確にして、ケアサービス発展計画を制定する。

2. 省級或いは省政府所在都市のケアサービス機関をモデルとし、管轄区がある市や条件を満たす県のケアサービス機関を中心として、農村部（小区域）やコミュニティのデイケアを主体として、在宅ケアサービスを基盤とする障害者ケアサービス体系の構築・整備を実施する。省級或いは省政府所在都市、管轄区がある市及び条件を満たす県（市、区）は障害者ケアサービスの中核的なモデル機関を設立する。社会团体や個人が設立した非営利の障害者ケアサービス機関の指導・支援を実施する。

3. 在宅ケアサービスを大いに発展させる。政策や資金による援助を通じて、社会サービス団体、ボランティア、近隣住民等の力を動員し、コミュニティや各世帯が、在宅者で且つケアを受ける条件を満たすより多くの障害者に対し、生活上の世話、リハビリテーションや看護、生活や職業能力訓練、精神的支援、安全保護等に関するサービスを提供する。

4. 政府による継続的な資金投入を主体とし、同時に社会からの募金等様々なルートによるケアサービス資金の調達を奨励し、ケアサービスの扶助基準を段階的に改善し、その受益範囲を拡大する。

5. 障害者ケアサービス機関の設立に関する基準やサービス規定を制定・実施する。業界の管理を強化し、障害者ケアサービス機関、障害者在宅ケアサービスを提供する社会团体への資金援助制度やサービスの質に対する監督管理制度を検討・制定する。規定の基準

を満たすケアサービス機関に対し水道、電気、ガス、暖房の料金を一般家庭と同額とする優遇措置を与える。専任者とボランティアを結合する原則に基づき、ケアサービスを実施する機能集団の構築を強化し、管理者及びサービススタッフの教育を実施する。

(七) 文化

主な任務：

——公共文化サービスを強化し、障害者の文化に関する基本的需要を満たす。

——障害者の文化的生活を豊かにして、障害者による文化や芸術を発展させる。

政策措施：

1. 各公共文化施設を無償或いは優待料金で障害者に開放し、施設及び情報交流に関するバリアフリーサービスを提供する。公営の芸術施設、カルチャーセンター、農村の総合カルチャーセンター、コミュニティのカルチャーセンター(小区域のカルチャーセンター)、特殊教育学校、障害者団体、社会福祉機関、社会障害者サービス機関等が障害者を集め、様々な形式で、健康的且つ有益な文化、芸術、娯楽活動を実施する。農村図書館、全国文化情報資源共有事業等国家の公共文化サービス重点事業の中に障害者サービスの内容を含める。国家及び地方の各級政府による各種の文化活動、様々な文化賞の選定・表彰、芸術コンクールの実施を通じて、障害者或いは障害者の文化芸術団体の参加の奨励・受入れを実施する。

2. 「障害者文化週間」を利用して、現場の障害者による文化活動を実施する。都市と農村のコミュニティで「障害者文化のコミュニティへの浸透」事業を実施する。障害者向けの書籍、音声・映像ソフトの出版を支援する。障害者をテーマとした映画やテレビドラマ、演劇、ラジオドラマ等文芸作品の制作、発行を支援する。ネット上に中国障害者電子図書館を設立し、様々なタイプの障害者向けのデジタルコンテンツサービスを実施する。各種音声・映像ソフト、ネット動画及び教育ソフトへの字幕を付ける事業を支援する。

3. 各級の公共図書館に視覚障害者用閲覧室を設け、点字図書及び関連の閲読用機材を配置し、視覚障害者のための読書サービスを実施する。中西部地域の中の管轄区がある市、県の2級の公共図書館の視覚障害者用閲覧室の建設に対し資金援助を実施する。中国視覚障害者文化情報サービスセンター(中国点字図書館)の情報資源の拡散及び公共文化サービスの役割を十分に発揮させる。視覚障害者用読み物の出版規模を「第11次五ヵ年計画」の4倍に増やし、視覚障害者用情報化製品の研究開発、生産及び応用を強化する。

4. 特殊教育学校を中心とする障害者特殊芸術人材育成基地を支援する。全国障害者芸術公演、全国特殊教育学校学生芸術公演及び全国障害者文化芸術博覧会を開催する。障害

者による工芸美術、書画、文学、撮影等の芸術活動や創作への参加を奨励・支援し、障害者の文化及び芸術のブランド化を進める。障害者の文化及び芸術に関する国際交流を実施する。

(八) スポーツ

主な任務：

——障害者スポーツに関する業務を強化し、障害者のリハビリテーションや健康維持を促進し、社会参加能力を向上させる。

——障害者の競技スポーツレベルを向上させ、障害者スポーツの主要国際競技会で優秀な成績を収める。

政策措置：

1. 公共スポーツ施設を障害者に無償で開放し、障害者のスポーツへの参加による健康維持のために便宜を図る。社会スポーツ指導員は障害者がスポーツに参加し健康維持を図れるような活動を積極的に実施し、サポートする。コミュニティや社会福祉機関、特殊教育学校、リハビリテーション機関、ケアサービス機関等障害者が相対的に集中する現場の機関はリハビリテーション訓練、職業訓練、特殊教育等を結合し、障害者が団体で行う事ができるスポーツによる健康維持活動を広く実施する。農村の障害者によるスポーツに関する業務を重視し、農村の障害者が各地の状況に応じて健康維持活動に参加できるよう指導する。パラリンピック、デフリンピック、スペシャルオリンピックスを共に普及させ、常にスペシャルオリンピックスに参加できる知的障害者を120万人に増やす。

2. 『全国健康維持計画（2011-2015年）』を徹底して実行し、「障害者の自立トレーニングプロジェクト」を実施する。障害者の心身の特徴に適した健康維持やリハビリテーションのためのスポーツを普及し、全国的、地域的な障害者の団体スポーツに関する展示活動を実施する。現場の障害者スポーツの活動場所や障害者総合サービス施設に適切な器材や器具を配置し、幾つかの団体スポーツ活動モデル施設を指定する。積極的に障害者スポーツによる健康維持サービスを実施し、障害者のための社会スポーツ健康維持指導員を育成する。障害者の団体スポーツによるリハビリテーションや健康維持の効果に関する評価及び科学研究を進める。

3. 障害者スポーツの競技会制度の改革を実施する。障害者スポーツ選手等級評定法を実施する。優秀な障害者スポーツ選手合同訓練チームを結成する。障害者スポーツの技術指導者、管理者を育成する。国家障害者スポーツ訓練基地の模範的役割を發揮させ、障害者スポーツ基地の構築及び管理を更に強化する。障害者スポーツに関する教育、科学研究

及び道徳思想の構築を強化する。引退後の障害者スポーツ選手の社会保障及び教育、就業等の問題を解決する。

4. 全国障害者スポーツ大会、スペシャルオリンピックス、聴覚障害者スポーツ大会等の競技会を開催する。選手団を組織しパラリンピック、スペシャルオリンピックス、デフリンピック等の重要な国際競技会に参加し、国の榮譽のために優秀な成績を収める。

(九) バリアフリー環境について

主な任務：

——バリアフリー建設と改築を加速して、全国でバリアフリー建設に取り組む市・県・区作り活動を展開する。

——情報のバリアフリー建設を強化し、障害者が公共サービス情報を使いやすいようにする。

——障害者家庭のバリアフリー改築を展開し、経済的に困難な障害者家庭に改築補助金を支給する。

政策措置：

1. バリアフリー建設条例を制定・実施し、法に則ったバリアフリー建設を展開する。バリアフリー建設基準システムを整備し、新築・改築・拡張建設する施設は厳格に国家の関連規範に則ってバリアフリー施設を建設し、既存の道路・建築物・居住地区・園林や緑地、中でも障害者の日常生活と密接な関連がある施設のバリアフリー改築を加速化させる。またバリアフリー建築の質とレベルを上げ、バリアフリー施設の日常メンテナンスと管理を強化する。さらに全国のバリアフリー建設市・県・区活動を展開する。バリアフリーに関する知識を広め、宣伝と普及に力を入れる。

2. バリアフリー環境建設プロジェクトの実施についてバリアフリー建設を社会主義新農村・都市化建設の中に組み込み、公共サービス施設と同時に計画・設計・施工・検収を行う。航空、鉄道及び都市公共交通はバリアフリー建築と改築に大きく力を入れる必要があり、公共交通機関は徐々にバリアフリー設備の設置を整え、公共駐車場は障害者用駐車スペースを設置する必要がある。障害者家庭のバリアフリー改築を幅広く展開し、条件が整った地方は経済的に困難な障害者家庭に改築補助金を提供する。さらに障害者総合サービス施設のバリアフリー改築をおおむね完成させる。

3. 情報のバリアフリーを情報化の関連計画に組み込み、障害者が情報化の成果を享受でき、情報化の建設プロセスに参加するように留意する。情報バリアフリーの技術基準を制定し、ユニバーサルデザイン製品や情報バリアフリーの技術に力を入れていく。インターネットや携帯電話、コンピュータ、可視化設備など情報バリアフリーの実用技術、製品の研究開発と普及を推進し、インターネットホームページのバリアフリー設計を後押しする。また各級政府と関連機関はバリアフリーの方法で政務情報を発信する。公共サービス業界、公共エリア、公共交通機関の言語表示、スクリーン字幕、視覚ガイドなどのシステム導入を推し進める。聴覚障害者の携帯ショートメールサービスプラットフォーム作りを推進する。さらに薬品・食品説明の情報バリアフリーを推し進める。図書と録音・録画資源のデジタル化で情報バリアフリーを実現する。

(十) 法制作りと権益維持について

主な任務：

——障害者事業の法律・法規・政策体系をさらに整備し、法の普及と宣伝に力を入れて、法による障害者権益の保護という意識を社会全体で高め、障害者の社会保障体系とサービス体系作りに効果的な法制環境を提供する。

——障害者権益保護の活動メカニズムを整え、障害者とのつながりや連絡をスムーズにし、障害者の法律救助活動を深いレベルで進め、障害者の普遍的で団体の利益訴求を徐々に解決する。

政策措置：

1. 障害者事業の法律・法規体系をさらに健全なものにする。バリアフリー建設条例、障害者リハビリテーション条例を制定し、『障害者教育条例』を修訂する。障害者保障法の地方による実施方法の改訂作業を完成させ、地方が適宜障害者優遇政策と補助規定を制定・修正するよう指導する。障害者に関わる立法に、障害者の権益保障内容を盛り込む。関連立法と障害者関連事における障害者の知る権利・参与権・表現権と監督権を尊重・保障する。

2. 障害者保障法など障害者の権益を保障する法律・法規の実行度をさらに拡大し、積極的に各級人民大会・政治協商会議と力を合わせて法執行の検査、視察、調査研究を行い、法によって障害者の合法的な権益を保護する。健全な障害者組織の全人代代表、政協委員サービスマカニズムを作り、障害者組織と障害者の代表が国の政治・経済・社会・文化生活において民主的に参与・管理・監督する役割を十分に果たす。

3. 障害者保障法などの法律・法規を国家の「第6次五ヵ年」法律普及計画に組み込み、様々な形式で法律普及宣伝活動を展開し、法によって障害者の權益を保護するという社会全体の意識を高め、障害者の障害者保障法など法律・法規の認知度を高め、障害者が法律という武器で自分の合法的な權益を守る力を強める。障害者連合会系列の職員に法制教育研修を実施し、障害者權益保護職員を育成する。

4. 障害者法律救助活動を踏み込んで進める。障害者の法律救助活動の協調メカニズム作りを着実に強化し、政策制定、重要案件解決で効果的な作用を発揮させる。障害者法律サービス活動の分野とサービス内容を開拓し、「コミュニティへの法律普及」「農村への法律普及」などの活動を展開し、障害者法律サービスがコミュニティ、農村と高齢者・児童が多い辺境貧困地域へ拡大し、障害者にそれぞれの、専門的なサービスを提供し、法に依拠して障害者の切実な利益問題を解決する。障害者權益保護事項を引き続き法律援助・支援事項の範囲に組み込み、障害者の法律支援のカバー面を拡大する。障害者法律救助活動メカニズム作りを加速化し、省、市と条件が整った県は障害者法律救助活動ステーションを設置する。規定を満たした障害者法律援助案には経費の補助を支給する。また障害者法律救助活動の情報化管理と基礎理論研究を強化する。

5. 障害者陳情活動メカニズムをさらに整備し、陳情ルートをスムーズにして陳情事項監督検査監督弁公室と突発的集団性事件の応急処置メカニズムを健全なものにする。問題・紛糾の徹底調査・解決力を挙げ、障害者陳情が伝える困難と問題を現場で解決する。障害者それぞれの各種異なる特徴、ニーズに基づいて関連政策を制定・提出し、社会保障とサービスなどにおける障害者の普遍的、集団的權益の訴求を解決する。障害者權益を侵害する深刻な陳情案件には調査監督弁公室と力を合わせ、障害者權益を侵害する違法犯罪行為を徹底的に壊滅させ、障害者權益と社会の安定を保持する。

(十一) 障害予防について

主な任務：

——総合的で社会的な予防・抑制ネットワークを作り、正確な情報、科学的な方法、整った管理、資源の共有、効果的な監督機能を有する予防メカニズムを形成する。

——重点予防プロジェクトを実施し、障害の発生と進行を効果的に抑制する。

政策措置：

1. 国家障害予防行動計画を制定・実施する。障害予防体系設立モデル地点プロジェクトを展開する。コミュニティを基礎とし、一級予防を重点とした三級の予防活動を幅広く展開し、政府が一括して計画してバランスをとり、各関連機関と団体がしっかりと共同管

理してそれぞれ職責を果たし、密に協力する障害予防活動体系と活動メカニズムを健全なものにする。

2. 危害を及ぼす面が広く、予防可能な障害誘発要素に対して重点予防プロジェクトを実施する。また無料の妊娠前の優生保護検診モデル地点を展開する。全国の産前スクリーニングチェックネットワークを徐々に確立し、妊娠中の健康管理とマタニティーチェックを行って新生児疾病のスクリーニング、診断と治療を展開し、障害児の早期発見、早期報告、早期治療制度を確立して早期幼児自閉症、脳性小児まひ、重度の知的障害など先天的な障害の発生を有効に抑制し、先天性フェニルケトン尿症および先天性甲状腺機能低下による児童の知的障害の発生を効果的に抑制する。計画免疫と基本医療衛生健康管理を強化し、伝染病による障害を大きく減らす。高血圧、冠動脈疾患、脳血管疾患など慢性病の予防モニタリングと治療を積極的に進め、健康的な生活方法を提案し、慢性病による障害を減らす。各項目の地方病予防治療措置を効果的に実行し、地方性クレチン病新発生例、重度のフッ素中毒症患者、カシンベック病臨床新発生例と急性・準急性克山病(ケシャン病)の病例発生を防止する。一方基本的な眼科健康管理活動を強化し、白内障手術能力を上げ、青少年の視力検査と眼科健康管理を普及させて白内障、糖尿病網膜症、視力低下、児童失明、屈折度異常などが原因の、防ぐことが可能な失明を減らす。また臨床医薬品の使用管理を規定し、薬品の異常反応を抑制する措置と異常反応の報告制度を整備し、薬品による障害を減らす。環境保護、安全生産、労災予防、交通安全と防災・減災活動を強化し、応急処置と救急医療能力を向上させて環境要素と事故による障害を抑制・減少させる。精神障害予防を重視し、重点グループに対しメンタルヘルス教育とカウンセリングを行う。

3. 障害予防の知識を広め、市民の障害予防意識を高める。世界メンタルヘルスデー、中国の耳の日、眼の日、出生欠陥予防日、ヨード欠乏症予防日などテーマを決めた宣伝教育活動を企画し、新婚の家庭や妊産婦、有害環境地域の住民、交通・鉱山業界の従業員、小中学生など重点グループに宣伝教育活動を行う。ブライダルチェック、妊娠前の優生保護相談と医学検査を普及させる。

4. 障害予防関連の法律・法規作りを強化する。障害者の障害の種類・級の国家基準を実行し、障害報告制度を実施する。情報収集、障害予防の総合情報ネットワークプラットフォームとデータベースを作り、障害誘発要素チェックと障害予防対策研究を実施する。国家の社会科学基金重大プロジェクト「中国障害予防対策研究」が企画する実施と成果を応用活動に転換することを強化する。

コラム2：「第12次五ヵ年計画」主要障害者援助サービス項目

1. 0～6歳の障害児緊急性リハビリテーションプロジェクト：障害児のために無料緊急性リハビリテーションを行い、障害児の緊急性リハビリテーション救済制度と0～6歳の障害児スクリーニング、報告、トランジション、早期リハビリテーション教育活動メカニズムを設立する。

2. 一千万障害者リハビリテーションプロジェクト：白内障の視力回復応急手当、精神病予防リハビリテーションなど国家重点リハビリテーションプロジェクトを展開し、1300万人の障害者が程度は異なるが健康の回復を実現するよう支援する。これには500万件の補助器具を用意する。

3. 陽光学業支援計画：経済的に困難な障害児に就学前リハビリテーション教育資金援助を提供する。

4. 百万障害者就業プロジェクト：都市部の障害者100万人の新就職をサポートする。

5. 陽光障害者支援貧困解消基地建設プロジェクト：農村障害者の貧困解消基地建設を支援し、農村の経済的に困難な障害者家庭の生産増、収入増を促す。

6. 陽光家園計画：障害者のケアサービスにのべ200万人の補助を提供する。

7. 陽光住宅プロジェクト：引き続き宝くじ公益金を使用し、中西部地区農村の経済的に困難な障害者家庭の安全に問題がある住宅改築をサポートする。条件を満たしている地方は経済的に困難な障害者家庭のバリアフリー改築に補助金を支給する。

8. 障害者文化建設プロジェクト：都市・農村コミュニティで「障害者文化をコミュニティへ」プロジェクトを実施する。中西部地区の管轄区がある市、県の2級の公共図書館に視覚障害者用閲覧室設置と省・市2級のテレビ局に手話番組設置することを支持する。特別な芸術の人材育成基地を支援する。

9. 障害者の自立トレーニングプロジェクト：障害者の集団スポーツ活動モデル地点を建設し、末端での障害者のスポーツ場所、障害者総合サービス施設への器材・器械設置を行い、障害者に適したスポーツ・トレーニングプロジェクトを推進する。

10. ボランティア障害者支援陽光活動：ボランティア障害者支援陽光活動を展開し、登録した障害者ボランティアは1000万人、支援を受ける障害者はのべ1億5,000万人にする。

(十二) 障害者組織と作業チーム作りについて

主な任務：

——障害者組織体系を整備し、「代表、サービス、管理」職能を履行する。

——現場の障害者組織作りとコミュニティ障害者活動を強化し、障害者に向けたサービスを向上させる。

——レベルの高い障害者作業専門職、専門家とボランティアチームを形成する。

——障害者専門協会の役割を十分に生かす。

政策措置：

1. 障害者連合会の組織作りをさらに強化し、各級障害者連合会機関の設置を整え、業務に必要とする人材を配置する。障害者の親族との連携を強化し、職能を確実に果たす。障害者の社会保障とサービスの基本状況および基礎データを把握し、政府に対し障害者特有の問題とニーズを積極的に伝える。また政府が関連政策・法規・計画の制定と業界管理活動を円滑に行えるように協力する。さらに次世代の障害者証明書発行管理活動を行う。

2. 『障害者現場組織設立のさらなる強化と規範化に関する意見』が求めるものに従い、都市・農村の現場組織設立の中で、現場の障害者組織に積極的に指導・サポートし、現場の障害者組織の規範化された設立をさらに推進する。健全な郷鎮（街道）・村（コミュニティ）障害者組織を設立し、指導分類された地域を除いて都市・農村の現場障害者組織が全国カバーを実現させる。現場の障害者組織の活動経費を増やす。現場の障害者の担当職員と障害者専門職員チーム育成に力を入れる。障害者専門職員研修を強化して作業条件を改善し、待遇問題を解決して現場の障害者担当職員に組織と人材の保障を行う。

3. 障害者の社会保障とサービスを都市・農村コミュニティ建設計画と内容に盛り込む。コミュニティ作りのバランスをとる指導機関は同級の障害者連合会をメンバーとし、都市・農村コミュニティ住民委員会は障害者協会と障害者専門職員の役割を生かし、コミュニティ資源とあわせて障害者リハビリテーション、社会保健取り扱い、就職サービス、デイケア、文化・スポーツ、法律サービス、バリアフリーなどの活動を展開する。

4. 県級以上の障害者連合会はすべて障害者専門協会を設立し、省、管轄区がある市の障害者連合会は障害者専門協会の活動場を設け、専門協会の規範化された設置をさらに強化して専門協会の活動を活発にし、「代表、サービス、権益維持」という職能を確実に果たす。障害者社会組織に対する連絡、指導とサポートを強化する。

5. 障害者連合会幹部チーム作りを強化し、障害者連合会幹部チーム作りを幹部チーム・人材チーム作りの全体計画に組み込み、研修、利用と交流を強化する。各級障害者連合会

指導者スタッフを選抜する。障害者幹部の選抜・育成と作業登用を行い、省級障害者連合会に視覚障害者、聴覚障害者専門理事を置き、徐々に知的障害者、精神障害者の親族理事も配属する。障害者人材バンクを設立し、整備する。障害者担当職員の「人道、高潔、サービス、貢献」という職業道德教育を徹底し、管轄区のある市、県級障害者連合会幹部研修に力を入れる。さらに各級障害者連合会代表大会の代表の役割をさらに生かしていく。

6. 『中国障害者事業中長期人材発展計画綱要（2011～2020年）』を制定・実施する。障害者社会保障やサービスなど専門人材チームの育成を加速化する。人材保障・奨励メカニズムを設立・整備し、国の関連規定に基づき障害者サービス職員の給与待遇傾斜政策を実行する。

7. ボランティア障害者支援活動を国のボランティアサービス全体計画に組み込み、「ボランティア障害者支援陽光活動」を展開する。健全なボランティア募集・登録、サービスマッチング、評価と奨励、権益保護などのメカニズムを作り、ボランティア障害者支援サービスの専門化、常態化と長期効果を促す。なお障害者支援ボランティア登録者数を1,000万人にする。

8. 自力向上の精神を掲げ、障害者が社会生活に参加することを奨励・支援し、障害者が障害者事業の中で力を十分発揮できるようにする。自力活動を幅広く展開し、自力向上の典型モデルを育成・発見する。第5回全国「自力と障害者支援」表彰大会を開催する。

（十三）科学技術、情報化とインフラ施設建設について

主な任務：

——障害者事業分野における科学技術イノベーションと成果の応用、および情報化を強化し、障害者事業の情報化管理レベルを上げ、障害者の社会保障体系とサービス体系に技術サポートを提供する。

——障害者事業インフラ施設建設を強化し、構造を整備して条件を改善し、サービス力を高める。

政策措置：

1. 障害者人口総合データ管理システムを作り、社会保障と公共サービス管理の情報プラットフォームとのデータ交換と資源の共有を実現することで障害者が社会保障とサービスを利用する際に身分認証と基礎情報を提供し、障害者事業の発展に客観的な真実の基礎データを提供する。全国で統一された中国障害者サービスネットを作り、パーソナライズされて様々な形式の、便利な優遇オンラインサービスを展開する。引き続き中国障害者連合会と地方障害者連合会ホームページの資源とバリアフリー建設を強化し、政務情報公開

に力を入れる。障害者連合会システム情報化基準体系を設立・整備する。情報化機構、チーム作りと現場の情報専門技術人材育成を強化する。

2. 国家科学技術支援計画、自然科学基金、社会科学基金などで障害者事業分野の科学技術イノベーション、政策理論研究と科学技術応用を支持・サポートする。中国障害者情報とバリアフリー技術研究センターの役割を生かし、「中国障害者情報バリアフリーの中心技術支援体系とモデルの応用」研究成果転換と応用を加速化する。引き続き「科学技術障害者支援行動計画」を実施する。障害者リハビリテーションサービスプラットフォームの研究開発とモデル応用などの研究を展開する。高等学術機関、科学研究機構および企業・事業単位による障害判定、リハビリテーション、特殊教育、補助器具などの分野における基準や技術の研究を奨励・支持する。科学技術リードの障害者サービス産業ブランドと企業一群を育成する。

3. 障害者サービス施設の統一的計画を強化し、障害者リハビリテーション、教育、就職、福利、ケアサービス、文化・スポーツ、総合サービスなど専門サービス施設建設を都市・農村公益建設プロジェクトに組み込み、立案、計画と建設用地などにおける優先手配を実施し、資金投入を拡大して重点的に支援することで、障害者サービス施設の合理的な構築、条件改善、サービス力を強化させる。障害者総合サービス施設建設基準を運用し、引き続き障害者総合サービス施設建設を整備する。建築すべきで未建築の地区は障害者総合サービス施設の要求を満たして建築しなければならない。バリアフリー施設の基準を満たしていない障害者総合サービス施設は改築しなければならない。また建設規模が基準に達していない障害者総合サービス施設は増築しなければならない。中央は中西部の経済的に困難な地区の障害者総合サービス施設建設に対し引き続き適切な補助を支給する。

(十四) 統計、モニタリングと政策研究について

主な任務：

——統計とモニタリングを強化し、障害者の基本状況と基礎データを把握して随時障害者事業関連作業の進捗状況と成果や効果を追跡する。

——障害者社会保障・サービスの理論と実践研究を強化し、管理・運営制度とサービス基準を整備する。

政策措置：

1. 障害者社会保障体系とサービス体系の統計指数を整備し、統計データの基準を定める。現場の業務台帳作業を強化し、統計の電子化とネット管理の応用を推進する。障害者事業統計の四季報業務を展開し、統計データの正確性と実効性を高める。各種統計データ

資源の総合分析を強化し、障害者事業の年度統計官報を発行する。障害者事業の関連指数を社会保障と公共サービス統計指数体系に組み込む。また統計チーム設立を強化し、定期的に研修、検査、監督、管理を行う。

2. 障害者状況のモニタリング業務を行い、業務チームを定着させて保障条件を徹底し、データの質を上げて分析利用を強化する。第3回全国障害者サンプリング調査を準備し、障害者のサンプリング調査の制度化・規範化を進める。

3. 関連学部設立を強化し、大学や研究機関の障害者事業研究基地の学術的強みを十分に生かし、障害者事業発展研究会を運営して障害者事業の理論と実践研究をさらに強化する。重点的に障害者の公民権、人道主義思想など基礎的研究と障害者の社会福祉、労働権益保護、障害者サービス業、障害者サービスの提供モデル、サービス機関の運営管理、サービスの品質基準と監督、バリアフリーなどの政策研究を展開する。障害者社会保障とサービス研究、研修に関するシリーズを編集・出版する。

(十五) 社会環境と障害者慈善事業について

主な任務：

——さらに人道主義思想を掲げ、「平等、参与、享受」という近代文明社会の障害者観を幅広く宣伝し、障害者の社会保障体系とサービス体系作りに良好な社会環境を作り出す。

——障害者社会サービス組織の力を生かし、障害者慈善事業発展に力を入れて、社会の力が障害者社会保障とサービス参与に有効なメカニズムを形成する。

政策措置：

1. 宣伝、カルチャー、ラジオと映像、ニュース・出版などの部門や機関が有効な措置をとり、障害者事業をさらにサポートする。マスコミは障害者事業の宣伝に力を入れ、党と政府の障害者補助優遇政策措置、社会各界の障害者支援行動と障害者の自力精神を幅広く宣伝し、ネットワークなどのニューメディアにおける宣伝を強化する。中央、省、管轄区がある市のラジオ局、テレビ局は積極的に条件を整えてそれぞれ障害者をテーマとした番組、手話番組を開設する。経済的に困難な地区のラジオ局の障害者専門テーマ番組解説、テレビ局の手話番組解説を支援する。引き続き映画やテレビドラマ、テレビ番組に字幕を加えていく。全国障害者事業の優れたニュース作品コンテストと各地の人民ラジオ局による障害者専門テーマ番組特別放送活動を展開する。全国障害者支援デー、国際障害者の日など専門テーマの宣伝活動を企画する。引き続き「レッドスカーフ障害者支援」などの活動を展開する。

2. 用地の保障、ローン支持や政府買い付けなどの方法を通じ、民間資本が参入することで障害者社会福祉事業の成長を支持し、障害者リハビリテーション、ケアサービスなどの各種社会福祉機関を創立する。政府主導で民間経営、または民間主導で政府補助、政府買い付けサービスなど様々な形式をとり、資金、用地、人材など補助措置を通じて各種社会組織、企業・事業単位と個人が障害者サービス業に参入するよう奨励する。障害者社会サービス組織資金援助方法を改善・整備してサービス品質基準と監督管理制度を作り、条件が整った地方は入札を行いサービスの効率と品質を確保することを試みてもよい。障害者サービス業計画と業界管理を強化する。

3. 障害者慈善事業発展に力を入れる。障害者福祉基金会は障害者事業の為に積極的に寄付を募り、思いやり募金活動を展開する。ライオンズクラブを発展させる。「善行プロジェクト」、「長江ニューマイルストーン計画」など障害者慈善マークプロジェクトを実行する。赤十字、慈善会など社会組織は障害者慈善プロジェクトを積極的に展開し、社会の機関や個人が慈善意識を強く持つようにし、障害者事業発展のため貢献する必要がある。

(十六) 国際交流と協力について

国連の『障害者権利条約』を履行し、健全な国の履行メカニズムを作り、障害者事業の発展と障害者の権益保障を促進する。積極的に国際障害者事務に参与し、対外宣伝を強化して、中国の障害者人権保障と社会発展の成果を紹介する。

国連関連機関、各国政府、国際障害者組織、各国の障害者組織と民間機関との交流と協力を強化し、国際交流分野を切り開いて国際協力のレベルを上げ、各国の障害者間の相互理解と友情を深め、国外の障害者事務の有益な経験と方法を学び、中国の障害者事業発展を促進する。

コラム 3：「第 12 次五カ年計画」主要キャパシティ・ビルディング項目

1. 障害者総合サービス施設の新築・増築・改築：建築すべきで未建築の施設の新築、建設規模が基準に達していない施設の増築、バリアフリー施設への改築を支援する。
2. 専門リハビリ機関の建設：専門化された省・市級の中心的な障害者リハビリテーション機関を建設する。
3. モデルコミュニティのリハビリテーションステーション建設：モデルコミュニティのリハビリテーションステーションを建設する。

4. 専門ケアサービス機関の建設：専門化された市・県級の中心的な障害者ケアサービス機関を建設する。

5. 特殊教育機関建設：中西部の特殊教育学校建設を推進する。中・高等障害者職業教育モデル校を建設する。大学の障害者学生実習訓練基地を設立する。

6. 就職サービスのキャパシティ・ビルディング：省級と各省の省都、計画単列市（日本の政令指定都市に相当）における障害者就職サービス機関の規範化を支持する。

7. 障害者人口総合データ管理システム建設：3,000万人の障害者人口をカバーする総合データ管理システムを作り、社会保障と公共サービス管理情報プラットフォームとデータ交換・資源共有を実現する。

8. 科学技術障害者支援行動計画：障害者リハビリテーションサービスプラットフォームの研究開発とモデル応用など科学技術障害者支援プロジェクトを展開する。

9. 障害予防総合情報ネットワークプラットフォームとデータバンク設立：各機関のデータ資源をあわせ、障害誘発要素にモニタリングと分析を行い、障害予防活動に科学的根拠を提供する。

10. 障害者事業専門人材の育成：障害者のリハビリテーション、特殊教育、就職サービス、ケアサービス、スポーツ・トレーニング、権益保護などの専門人員と障害者連合会専門職職員、現場の障害者専門職員チームの育成を加速させる。

四、綱要の実施、モニタリングと業績考課について

障害者事業は中国の特色ある社会主義事業で重要な一部となっている。障害者活動は民生の保障と改善の重要ポイントである。『中国障害者事業「第12次五ヵ年計画」発展綱要』を実施することは各級政府と全社会が免れられない責任である。

各地区は本綱要に基づき、現地の障害者事業「第12次五ヵ年計画」発展綱要を制定し、各機関はセットとなる実施案を制定する。各地区、各部門は本綱要の主な任務・指標を現地の国民経済と社会発展全体計画、民生プロジェクトと機関の計画に組み込み、統一的に配置・手配し、足並みをそろえて実施する。各種財務・税務サポート手段を総合的に利用し、積極的に社会の力を投入して様々なルート、全方位的な資金投入の枠組みを作り、安定成長する障害者事業発展経費保障の長期効果メカニズムを設立して運用し、綱要が定める各項の任務を着実に実施できるようにする。

各級政府の障害者活動委員会と関連機関は綱要に基づき評価指数体系実行と年次監視評価・追跡調査を行い、速やかに執行中の問題を発見・解決する。各機関は毎年同級政府障害者活動委員会に綱要実行状況を報告する。各級政府障害者活動委員会は『第12次五ヵ年計画』中期・期末に綱要の実行状況について考査、業績評価と情報公開を行う。

コラム4：障害者事業「第12次五ヵ年計画」発展綱要の評価指数体系

	監視指標	単位	ウェイト	目標値
社会保障	1. 経済的に困難な障害者への生活補助率	%	4	≥50
	2. 重度の障害者に対する看護補助比率	%	4	≥30
	3. 都市障害者の基本養老保険参加率	%	6	≥80
	4. 都市障害者の基本医療保険参加率	%	6	≥90
	5. 農村障害者の新型農村協力医療参加率	%	6	≥98
	6. 農村障害者の新型農村保健参加率（モデル地区）	%	6	≥85
	7. 農村障害者の生活補助と生活支援開発人数	万人	4	≥1000
公共サービス	1. 重点リハビリテーションプロジェクトサービス従業員数	万人	5	≥1300
	2. リハビリテーションサービス率	%	4	≥80
	3. 学齢障害児・少年の義務教育参加率	%	5	≥90
	4. 都市障害者の新規就職者数	万人	5	≥100
	5. 農村障害者の実用技術研修人数	万人	5	≥100
	6. 障害者のケアサービス利用人数	万人（のべ）	4	≥200

	7. コミュニティサービス率	%	4	≥ 70
	8. コミュニティ活動参加率	%	4	≥ 65
生活レベル	1. 都市障害者家庭の1人あたり可処分所得	元	7	≥ 13700
	2. 農村障害者家庭の1人あたり純収入	元	7	≥ 6900
	3. 都市障害者家庭のエンゲル係数	%	5	≤ 42
	4. 農村障害者家庭のエンゲル係数	%	5	≤ 44
	5. 障害者家庭100戸あたりのカラーテレビ台数	台	4	≥ 90

表：コラム4：障害者事業「第12次五ヵ年計画」発展綱要の評価指数体系 新華社発

原文リンク：

http://www.gov.cn/jrzq/2011-06/08/content_1879697.htm